

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：医療法施行令の一部を改正する政令案規制の名称：広告をすることができる診療科名規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止担当部局：厚生労働省医政局評価実施時期：令和8年4月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

- ・ ii

(該当理由)

- ・ 広告をすることができる診療科名として、「睡眠障害」を含む診療科名の広告を可能にするものであり、規制の緩和である。規制の緩和に伴う負担（遵守費用と行政費用の合計）は年間 10 億円未満と推計される。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・ 広告をすることができる診療科名として、「睡眠障害」を含む診療科名の広告を可能にするもの。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 一般社団法人日本睡眠学会から、睡眠障害の医療アクセスの向上に資するものとして、令和7年4月、内科又は外科と組み合わせて広告をすることができる事項に、「睡眠障害」を追加することが要望されたこと等を踏まえ、同年9月以降、医道審議会医道分科会診療科名標榜部会において議論が行われ、令和8年3月6日の同部会において、「睡眠障害」の追加が適当である旨の結論が得られたこと。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・ 広告をすることができる診療科名として、「睡眠障害」を含む診療科名の広告を可能にするもの。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ 広告をすることができる診療科名として、「睡眠障害」を含む診療科名の広告が可能となる。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ なし。

<行政費用>

- ・ なし。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

・

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 特になし

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 医道審議会（診療科名標榜部会） 令和7年9月4日、1月15日、3月6日

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-idou_127787.html

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

・

＜上記以外の法令案＞

- ・ 施行から5年以内に事後評価を行うことから、令和13年度までに事後評価を実施予定。